第五十九議會闘爭報告

全國大衆党議會闘爭特別委員會

一九三一年四月

一、

恐慌の嵐の中に開かれた第五十九議会に対する闘争を指導するために我党に議会闘争特別委員会が組織されるや、委員会は(一)議会闘争共同委員会の任務、規定、(二)院内に於ける闘争、(イ)ブルジョア議会の暴露方針、(ロ)無産大衆の要求を叩きつける法律案、決議案、(三)院外に於ける大衆闘争に対する具体案を決定し、十二月十一日労農、社民両党に「議会闘争共同委員会」を提唱し十六日成立せしめた。成立した委員会は単なる共同委員会や法案委員会でなく、議会の内外に於ける断乎たる闘争と其の結合を主眼としたところに特質が見られる。同時に又、共同闘争が持つところのブルジョアの政治支配に対する闘争力の集結という一般的な効果を所期しただけでなく、我党は労農、社民両党大衆との大衆的な結合を進め、闘争意慾に燃え立つてゐる大衆を院外の大衆の中に打ち込まんとも所期したのである。

そして効果的に戦ひ抜いたと信ずる。

一、我党特別委員會の主たる分担

共同委員会の(一)法案其他の審議は三輪、河野、鈴木、平野、岡田、[illegible]、(二)大衆闘争の小委員は浅沼、松本、宮崎、の外加藤、渡辺等、(三)院内に於て議員団の活動と院外闘争との連絡のために鈴木が当つた。

二、提出法律案及び決議案

我党は政府の反動的労働組合法、小作法に対して明白に之れと対立せしめて我党の独自案を作成したが、此の外共同委員会案たる暴圧諸法令撤廃の法律案[illegible]の意見を封鎖する

埼玉	千葉	山梨	東京	神奈川	愛知	岐阜	京都	大阪	和歌山	奈良	兵庫	岡山	広島	山口	鳥取	島根	福岡	長崎	高知	愛媛	計
―	―	―	一	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一	―	―	―	二
―	―	一	―	二	―	―	二	―	―	―	一	―	―	―	―	―	一	―	―	―	十
―	―	―	二(外に区議三)	四	四	―	三	七	一	―	四	一	一	二	―	―	五	一	二	―	四〇(外に区議三人)
五	九	一〇二	三〇	四	七	一二四	一〇	二二	一五	九	一一	二〇	三	七	九	一二	七四	一	三	一六	六七〇
		甲府市	東京市、八王子市	横浜市	名古屋市、瀬戸市		京都市	大阪市	和歌山市		神戸市三、尼崎市一	倉敷市	広島市	宇部市、下関市			八幡市	長崎市	高知市		総計七百廿一名

備考――町村議員の調査は不完全なものがあるので、実数は之れより相当多い予定である